

A7 社会保険診療報酬が5,000万円以下の場合に限り、概算経費の特例が適用されますが、承継の時期によっては、親子ともに社会保険診療報酬が5,000万円以下となれば、その適用ができることになります。

(1) 承継に伴う収入費用の帰属時期

承継の日は、子の診療開始の日となります。したがって、その前日までの収入および費用は前院長に帰属し、同日以降の収入および費用は子の新院長に帰属します。

前院長はその年の1月1日から承継日の前日までの収入および費用につき、新院長は承継日からその年の12月31日までの収入および費用につき、それぞれ確定申告をします。

(2) 概算経費の特例制度（措特法26）

医師・歯科医師の事業所得の計算上認められている「概算経費の特例制度」は、社会保険診療報酬が5,000万円以下の医師・歯科医師に限っては、社会保険診療報酬にかかる必要経費の額を、実際に使った必要経費に代えて概算経費の額とすることができます。

よって、事業承継の年において親及び子がそれぞれその年分の社会保険診療報酬が5,000万円以下である場合には、それぞれが「概算経費の特例」の適用を受けることができ、所得の分散効果を得ることができます。

概算経費の額は、社会保険診療報酬に応じ次の算式によって計算した金額になります。

社会保険診療報酬（A）		算式
2,500万円以下		$(A) \times 72\%$
2,500万円超	3,000万円以下	$(A) \times 70\% + 50$ 万円
3,000万円超	4,000万円以下	$(A) \times 62\% + 290$ 万円
4,000万円超	5,000万円以下	$(A) \times 57\% + 490$ 万円